

新型コロナウイルス感染症対策 子育て応援給付金

子育て世帯への経済的支援の一環として、子育て応援給付金を給付します。
対象者には案内通知をお送りします(公務員のかたは除く)。

対象者 平成15年4月2日から令和3年6月1日までに出生した児童を養育する保護者(町在住者に限る)。
金額 児童1人につき 3万円

申請・給付方法

保護者	児童の年齢区分	申請方法	給付方法	その他
公務員のかた	平成15年4月2日～令和3年6月1日生まれ	◎申請が必要 申請書に記入のうえ、窓口または郵送により提出	申請書にて指定した口座に振り込み	申請様式は、窓口で配付のほか、ホームページからもダウンロード可能
公務員以外のかた	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ	◎申請が必要 案内通知に同封の申請書に記入のうえ、窓口または郵送により提出	申請書にて指定した口座に振り込み	弟や妹が下記の年齢区分にあたる場合でも別に申請が必要
	平成18年4月2日～令和3年6月1日生まれ	◎申請は不要 ※その他に記載した場合を除く	児童手当の受給口座に振り込み	①児童手当とは別の口座を指定する場合は、同封の「口座指定届」を提出 ②受給を辞退する場合は、同封の「給付辞退届」を提出

申請・届出期限 8月31日(火)
給付予定月 9月

問合せ 健康子ども課 子育て支援担当 ☎62-1288

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときに申請し、承認されると保険料が免除されます。

●免除

保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

●申請

過去2年1か月前の分までさかのぼって申請ができます。申請先は下記担当です。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

慶寿の祝い中止

毎年9月に行なっていた慶寿の祝いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とします。

慶寿者には、地区民生・児童委員を通じて9月下旬頃に記念品を配付予定です。

また、お申し込みいただいた金婚・金剛石婚のかたには、社会福祉協議会を通じて9月下旬頃記念品を配付予定です。

慶寿者 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、80歳・85歳・88歳・90歳・95歳・99歳・100歳になるかた(100歳になるかたには、原則誕生日に記念品を贈呈します)。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233